

警察・商工労働委員会

- 1 期 日 平成20年9月29日（月）
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 東 保幸
副委員長 中村道徳
委 員 金口 巖、栗原俊二、下原康充、門田峻徳、中本隆志、
大曾根哲夫、宇田 伸、平 浩介

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[警察本部]

警察本部長、総務部長、総務課長、会計課長、警務部長、警務課長、生活安全部長、生活安全企画課長、地域部長、地域課長、刑事部長、刑事総務課長、交通部長、交通企画課長、警備部長、公安課長

[商工労働局]

商工労働局長、立地政策審議官、総務管理部長、商工労働総務課長、労働福祉課長、雇用人材確保課長、職業能力開発課長、産業振興部長、産業技術課長、新産業課長、経営支援課長、金融課長、企業立地課長、観光課長

[労働委員会事務局]

事務局長、事務局次長、総務調整課長

6 付託議案

県第71号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項

県第73号議案 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案中所管事項

県第78号議案 広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案

県第87号議案 損害賠償の額を定めることについて

7 付託請願

20-3の3 原油・資材価格高騰で苦しむ県民・中小業者への緊急支援策を求める請願
（中小業者の支援策を講じること、特別金利・長期の融資制度を創設すること及び県下の金融機関に「円滑な資金供給」を図るよう徹底することに関する部分）

8 報告事項

[警察本部]

- (1) 平成20年全国地域安全運動に伴う取組みについて
- (2) 全国一斉飲酒運転根絶キャンペーンについて

[商工労働局・労働委員会事務局]

- (3) 平成20年度企業訪問調査の結果について
- (4) 仕事と家庭の両立支援企業育成事業について

9 会議の概要

(1) 開会 午前10時33分

(2) 記録署名委員の指名

[警察本部関係]

(3) 付託議案

県第73号議案「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案中所管事項」外2件を一括議題とした。

(4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（金口委員） それでは、損害賠償の額を定めることについて質問をいたします。

今回の件は、警察官が職務として交通違反車両を停止させようとして行ったにもかかわらず、これを見ますと、過失割合は警察側が8割、相手側が2割です。普通8割・2割といいますと、ほとんど10対0に近い、警察官の方がすべてとは言いませんが、悪いということが示されているわけであります。私は、この発生状況を見させていただきますと、これは素人判断であります、必ずしも警察官の方が悪くはないのではないかと考えております。ただ、過失割合の中には任意手段を逸脱して危険な停車方法をしている云々と出ています。どうも私から見ますと、一生懸命違反車両を停止させるためにやった行為が、これを見ますと警察車両の左側を通過して転倒したということにはなっていますが、どうもこの中の文章で納得するのは非常に難しいと私は思っています。もう少し警察の方から中身の濃い説明をいただきたいと思えます。

○答弁（警務部長） 本件の事故の発生状況等についてお尋ねがございました。

まず、本件につきましては、相手方が確かに当方の停止命令に従わず逃走したということに端を発するものでございます。それに対しまして当該警察官が停止を求めるという行為に出たというものでございまして、そもそもその停止命令に従わず逃走している相手方をとめるという行為につきましては正当な職務行為というものと考えております。

ただ、本件交通事故の発生原因を分析いたしますと、警察官が当該車両の停止を求めるために高速で反対車線から走行してくる対向車線に向かって、反対車線に出るといふ行為により発生をしたということでございまして、顧問弁護士、保険会社の判断などから交通事故としての過失は当方に瑕疵があると判断されたものであります。

事故の形態を少し申し述べますと、対向車線から走行してくる逃走車の相手方に停止を求めるといふことで赤色灯を点灯して反対車線を走行した。そのために相手方がこれを避けようといふことで当方が走っているべき反対車線に出た。これにつられてハンドルを左に切ったといふことで衝突をしたといふものでございますけれども、衝突事故に発展する危険性がその時点で予見される状況であったといふことが言えるものであります。あえて相手側の進行してくる反対車線に出るといふこと

が交通事故を惹起した。当初、警察官が相手方をとめるという行為の原因を惹起したのは相手方でございますけれども、交通事故を起こしたという原因において当方の過失が大きい、すなわち対向してくる相手側の車線に出て相手方の車両をとめようとしたという行為、それから、それに伴って赤色灯は回しておりますけれども、マイク等を使って明確に相手方を停止させるというような意思表示を告知しなかったこと、それから、相手方が当方の車線の方に戻ったときに、それにつられて左の方にハンドルを切ったということで交通事故が発生したというものでございまして、交通事故の発生に関しまして過失割合が弁護士、それから保険会社等の査定により8割と認定をされたというものでございます。

また、相手方につきましても、当初パトカーにより追跡を受けて逃走中に当方のミニパトカーを認めたにもかかわらず反対車線に出たという過失が認められるわけでありまして、ただ、当方の過失に比べれば軽微なものと判断されたというものでございます。過失の割合が8対2ということで、弁護士、それから保険会社等の査定により認定したというものでございます。

○質疑（金口委員） 交通事故の割合とすると、8対2は今までの判例の中から出てくるのだと思いますが、それは交通事故としてはそうなのかもしれませんが、ただ停止させる行為に至ったときに相手はそれを振り切って逃げようとしたわけでありまして、私は、それは警察官の当然の職務だと思うのです。にもかかわらず、結果的には警察の方に過失があったということなのです。今説明されたのはここにも書いてあることをそのまま説明をされましたので、それ以上のことはないのかもしれませんが、どうもこれ以外にも、例えば少し例が悪いかもしれませんが、暴走族が暴走行為を繰り返すときのとめ方というのは、もし暴走族がネットにひっかかって転倒して事故を起こした場合には、これはやはり転倒する可能性があったとなるのですか、警察の方にもやはり過失があるというぐあいに判断されるわけですか。これと少し例が違いますが、交通事故として考えた場合、私はそれもないのではないかとと思うのですが、どうですか。

○答弁（警務部長） 暴走族をとめる際のとめ方、そしてそれによって交通事故が惹起された場合の過失につきましては、それぞれ個別の状況によって大分違ってくると思いますので、一概には申し上げられませんが、基本的には相手方も安全に、そして当方もけがをしないように、他の交通にも障害が及ばないように停止をさせるというのが、私どもにとってはベストでございます。

したがって、例えば停止をさせるという場合にはセーフティーコーンなどの資機材を使い、そして場合によっては組織的な事後捜査ということもございまして、悪い者を捕まえる、逃げ得は許さないというのは当然でございますけれども、基本的には事故を起こさないで私どもも相手方も双方安全に停止させるという方法をとるようにしておりますし、そのように指導しております。

○質疑（金口委員） それは理想です。これも最初にとまってくれば何の問題もなか

った。安全に停止し、事故もなかったでしょう。それができないからこういうことになっているわけで、本音はやはりそうではないです。とまってくれば一番いいのですけれども、逆に私は一生懸命やった警察官が気の毒だと思うのです。何もペナルティーがなかったわけではないでしょうから、一生懸命やっている警察官に対して、こういう額にして2,000万円余りの賠償額が発生するということは、本人はやはり相当心に痛みを感じておられるのではないかと思うのです。8対2という過失割合が発生しています。ですから、これは顧問弁護士と保険会社が協議をして決めなければいけない。これになるにはこれまでの判例が多分あったのではないかと思います。その辺を少しわかれば紹介していただけませんか。

○答弁（警務部長） まことに申しわけありません。判例等の詳細なものについては今持ち合わせておりません。

○要望（金口委員） 先ほど私が言いましたように、現場の警察官が一生懸命事件を解決していこうという努力に対して、これは過失割合が示されたので仕方ないかもしれませんが、県警本部として、フォローを今度はいかにするか、警察官の士気を落とさずに取り締まりをしていけるかということが、私は重要だろうと思っています。ぜひそのことを十分考えられて、これからの警察行政に当たっていただきたいということをお願いしておきます。

○質疑（中本委員） 私も今のことに関連して少し言わせていただきたいのですが、平素警察官の皆様方というのは自分の正義感の中での活動が多いと思うのです。今あそこで動いているからどうしようかと思って、やはりその正義感を前に出しながら仕事をしておられる。今、金口委員からもありましたように、その結果が、道路交通法上で言えばそういうことになると思うのですが、最終的にこういう事故が起きると警察官の士気はやはり下がってくると思うのです。この際ですから県警として士気が低下することを防止するために、今回はこうだったけれども、今後はこうだということで具体的にその策があるのかどうかについて少しお伺いしたいと思います。

○答弁（警務部長） 県警といたしましては、先ほどから申し上げておりますように、警察官が警務職務執行中、もしくは逃げ得は許さないという正義感に燃えて仕事をするというような指導をしております。こういった事案があって、そして職員のやる気といいますか、正義感に水を差さないように施策をどのようにとるかということでございますが、もちろん被疑者の検挙とか、そういった積極果敢な職務執行を通じて成果を上げたものにつきましては、ある意味での褒賞を行うというようなことは当然引き続きやっておりますし、今後ともそういったことは積極的にやってまいりたいと思っております。

今回のこういった事故につきましては、平素から適正に職務執行ができるように、こういった事故に結びつかないように事故の問題点をいろいろ抽出いたしまして、ロールプレイングとかいろいろな形で職員の安全教養をしているということと、

当該職員につきましても特に処分をするというものでもなく、幸いにも今回、巡査部長に昇任しておりました現場でしっかり仕事をしているということでございまして、士気がそがれるということのないように運用上もいろいろな観点で対処していくつもりでございますし、今後ともそういったことのないようにしっかり職務執行をさせるように指導、教養してまいりたいと思っております。

- 意見・質疑（中本委員） 私も、逃走という罪を犯した者が結果的に大金を受け取るという部分は非常に疑問を感じますし、今のシステムが何とかならないのかという憤りも感じるのですが、今後とも今言われたようなことを念頭に、士気が下がらないような活動を、内部でできる限りのフォローをしてあげていただきたいということを強く思います。

それともう1点、保険会社ではなく、県から出すお金なのですが、これはどこの会計から出るのか、教えて下さい。

- 答弁（総務部長） 県費の補償補てん及び賠償金から支出ということになります。
- 質疑（中本委員） これはもう積み立てというか、予算措置はしてあるのですか。
- 答弁（総務部長） 予算措置をしております、万が一事故等が多くて足りないようになりますと、また補正予算をいただくことになります。
- 質疑（平委員） 参考までにお聞きしたいと思うのですが、同じような事件があった場合、今度はどう対応しなさいとなるのですか。同じようにパトカーが追跡し、ミニパトカーが発見した場合に、今回こういうことがあったのですが、今後については、また似たケースがあればどうしなさいという具体的な行動基準があるのですか。
- 答弁（警務部長） それぞれ発生する事象が千差万別でございますので、全く同じものがあるかどうかわかりませんが、この逃走車両に停止を求める際は、やはり事前に、先ほども申し上げましたけれども、サイレンを吹鳴するかマイク広報で相手方に停止を求める、正面から行くのであれば、そういった意思表示をまずはっきりするというのと、あと危険がそれについて生じてくるというような場合であれば、事後捜査というようなことも選択肢の一つでございます。パトカーから降車してセーフティーコーンを設置して検問形式による安全なとめ方もございますし、適切な停車の指示をきちんとその場でするというのも考えられるわけでございますので、今回の件を踏まえましても、そういったまず安全に、そしてこちらがけがをしないように、相手にしっかりと停止の意思表示を認識させるということで対処していくことになろうと思っておりますし、そのように指導していく所存でございます。
- 質疑（平委員） 1点だけ確認なのですが、今回とめるために走ってくる方の車線へミニパトカーが移ったわけです。その行為そのものは場合によっては別に構わないのか、それはしてはいけないとか、そこはどうなのですか。先ほどの答弁を聞いたから、そういうことになって事故があったが、責任が警察にあるというような話も伺いましたけれども、反対車線に出たこと自体は、これはとめるための方法とすれば場合によってはそれでも構わないということなのですか。

○答弁（警務部長） まさに今回の件につきましては、それが妥当ではなかったという判断でございます。高速で対向してくる相手車両を認め、そして相手は逃げようとしているのでございますが、反対車線に出たという行為につきましては、相手側がどういった行為に出るかわからないということが考えられるわけでございますので、そういった状況で事故に発展する可能性があるという予見可能性のあるわけでございます。そこで反対車線に出ていくという行為につきましては本件につきましてはやはり妥当ではないという判断をせざるを得ないということで今回の8対2の過失割合になったと認識しております。先ほども申し上げましたけれども、いろいろな事故・違反の形態がございますので、きっちりと逃げ得を許さないという観点で事後捜査も含めた県民の皆様方に恥ずかしくない捜査をしていくようにこれからも指導してまいります。

○質疑（平委員） その場の判断では難しいと思って聞いたのです。あるいは高速で来ていたら行ってはいけない。では、高速ではなかったら反対車線でとめる方法もあっていいのかもしれませんが、大体逃げている際というのは高速ですから、今回、例えば反対車線に出て、そのためにとまっていたらよくやったということになったけれども、逆にとまらずに反対に行つてぶつかったからまずかった。似たケースのとき、現場に居合わせた警察官が、その場で判断するときに迷うのです。それはやはり余り判断に迷いのないような一つの方法を出した方がいいのではないかと。似たようなケースはしょっちゅうないと思いますけれども、あり得る話です。向こうが来たときに、反対に行くといけなからどうしようかと、やはりそこはいろいろなケースを考えて、ある程度指示を出してあげる方が迷いがなくていいのではないかと。素人の話をしていますけれども、考えていただければと思います。

○答弁（警務部長） とめ方につきましては、こういう場合は反対車線に出ていいとか、こういう場合はいけないとかいうようなことを事前に場合分けをして指示なり指導するというのは、これはかなり難しい話だろうと考えています。やはり現場の状況に応じて現場の判断で安全に停止させるということを徹底してくれということ、まずしっかりと頭の中に入れていただくということにならうかと思ひますし、ただ具体的な事例につきましては、やはり一つ一つのを検証して事後に残していくということがあろうかと思うのですけれども、委員がおっしゃられたように時速がどのぐらいであれば反対車線に出ていいとかということは、事前に指示しかねる場合があるのではないかと。道路の形状もございませし、相手側がそれまで走行してきた経路もございませし、いろいろ千差万別のもがあると思ひますので、そういったことにつきましては現場での適切な判断としか言いようのないこともあろうかと思ひしております。いずれにいたしましても、こういった事故が今後ないように、そして現場の警察官が萎縮することがないようにしっかりと指導していきたいと思ひしております。

○質疑（平委員） だから、ケースによっては反対車線に出ても構わないということで

しょう。そこがよくわからない。いいのか悪いのか、場合によってはいいということですか。

○答弁（警務部長） 相手方の状況、現場の状況によってそういうことがあるかとは思いますが、ただ、一概にといいますか、事前に反対側に出てとめることもいいのだということは少し私の立場でこの場では申し上げかねます。

○質疑（平委員） だから、迷うと思うのです。場合によっては出て、その結果とめられていいケースがあるかもしれないけれども、安易に反対に出て、いいのか悪いのかそこらを少し迷うのではないですか。それは臨機応変でそれはそういうこともあり得ますと、積極的に反対車線へ出るとは言えないけれども、出ていいのか悪いのか、聞いていたら、今の話はいいような悪いような、私が警察官だったらどうしようかわからないです。はっきり時速何キロメートル以上になったら、そこもわからないけれども、いいのか悪いのか、場合によってはそういったこともありますということなのですか。

○答弁（警務部長） 現場の警察官というのは現場の状況、周囲の状況、それからそれまでの当該車両の走行状態を総合的に判断して、安全なとめ方を現場で判断できるという能力を備えるような指導、教養をしているわけでございます。本件につきましては、先ほど申し上げましたような走行状況で、反対車線に出たというのは危険を惹起するということが予見できた状況であると判断するわけでございます。

したがって、先ほどからお尋ねのように反対車線に出ることがあり得るだろうと、それはそれでいいではないかということをおっしゃられましても、私の方で一概にそういうことは少し申し上げかねますが、現場の判断によっていろいろな状況の判断はあり得るといことは申し上げられると思います。

○意見（平委員） だから、非常に我々にはわかりにくい話で、今回はまずかったというのはわかります。いろいろケースがあるので、それはすべてのことが考えられますとお答えいただければ、いいか悪いかは言えないけれども、場合によってはあり得るといことなのでしょうからいいのですけれども、非常に聞いていて、いいのか悪いのかわからないお答えなのです。だから、我々はいいいけれども、内部ではその辺がはっきりと理解されれば特に我々がどうこう言うことはないから、もう結構です。

○意見・要望（大曾根委員） 私もいろいろ勉強させてもらったのですが、説明を読ませていただきますと、8対2というのは向こうが8悪く、こちらが2悪いという感じになるのです。だから本当に8対2で非が8あるのならば、それがわかるように8であったのはこうだと、相手が2なのはこうだということをきちんと対比して記述していただいたら、何か少し身内をかばうような感じも見えながら書くと、私は感じ取ったのです。これは私の感想ですが、そうすると金口委員の発言にもなるし、中本委員の発言にもなっていく。何か少し歯切れが悪かったのではないかと。

やはり現場の人たちが萎縮しないように、このようなことになって何か、責任は

取らされなかったということで私もよかったと思うのですが、萎縮してさわらぬ神にたたりなし、危ないことは避けようというのでは困るので、この辺は注意してほしいと思う。特に、暴走族対策のときによく言われましたけれども、やはり最前線の者に対して多少体当たりしても構わんぞといったことがやはり力になったと私は聞いておりますので、最前線の士気がなえるようなことのないようにしっかり頼みたいと思います。

○質疑（中本委員） 相手方は、道路交通法以外に何か罪になったのか、教えていただけますか。

○答弁（警務部長） 相手方の処分につきましては、現認いたしました交通違反、これを提示いたしております、あと交通事故につきましては安全運転義務違反ということで広島地方検察庁に送致をいたしております。

○質疑（中本委員） それだけですか。高速で突っ込んでくるというのは、危ないのがわかっていて、殺人に近い行為だと私は思いますが、そういうのはないのですか。例えば公務執行妨害には値しないと思いますが、警察官に故意に害を与えたというような、当然与えるおそれがある走り方ではないのですか。

○答弁（警務部長） ただいまお答えいたしましたとおり、交通違反、それから道路交通法の安全運転義務違反、これによって送致をしたということでございます。

○質疑（金口委員） 広島県警察関係手数料条例の関係につきまして1点お尋ねいたします。

これは平成21年1月4日から、全国的には平成21年度からICチップを内蔵した免許証に変更していくということが警視庁からおりてきているということなのですが、ここに精巧な偽造事案が問題になっていると書かれてあります。これに書いてありますような偽造免許証の実態というのは、現実としてはどうなのか、お知らせいただきたいと思います。

○答弁（交通部長） 委員お尋ねの最近の運転免許証の偽造・変造の発生状況につきまして、全国では平成17年から昨年19年までの3カ年に、全体としましては297件の偽造・変造事件というものが発生しております。それで本県におきましてもその同じ3カ年で6件、6人ほど検挙しております。具体的に本県の場合の事例を申しますと、平成17年6月には、偽造免許証でクレジット契約を行って商品を流していたという事例がございます。ただ、もう既に10都県ではIC免許証が導入されているわけでありましてけれども、このIC免許証を交付して以降は、そのIC免許証での偽造・変造事案は、その導入された10都県では発生していないという状況です。

○質疑（金口委員） IC免許証に変えるというのは、例えば職務質問のときに、読み取り装置がパトカー1台ずつに全部あれば、すぐに偽造だとわかるのでしょうか、免許センターだと当然わかるでしょう。しかし今ICチップを入れたからといって、それ以外では現在のところわからないのではないですか。その辺の読み取り装置の導入はどう考えておられますか。

○答弁（交通部長） I C免許の登録データを読み取る装置につきましては、当然に免許センターでございますが、今後、県内の各警察署に据え置きタイプの機器を設置して読み取りが可能になると考えております。

今言われますように、携帯できる読み取り装置の配備というのは現在のところはない状況であります。ただし、現場の警察官がI C免許の登録データを確認するのは当然チップが入っておりますので、現行のものより少し肉厚になっており、五感でわかるような部分と、それから本部に照会センターというのがございますので、そちらの方へ照会をするという格好で、真偽のほどを確認できるというような तरीにはなっております。

○質疑（金口委員） これは1月4日からスタートされるということで、今の免許制度ではゴールド免許の場合最長5年ですから、これから先5年間は完全に切りかえるということはないわけです。そうしますと、やはり先ほど6件の中に免許証を使って何か品物をとるような犯罪があったのですが、そのほかのものは一緒です、最大5年間というのは現状と変わらない。これが本当に発揮し出すのがやはり、5年先はないにしてもほとんど入れかわった4年ぐらい先にならないとこの効果は出てこないのではないかと思うのですが、やはり長い目で見ていく必要があるということですか。

○答弁（交通部長） 確かにI C免許証へ移行していくのは、言われましたように5年間という期間がありますので、すぐにはできないというのはありますけれども、今、私が申しましたように、いわゆる身分証明書として運転免許証が使われているというような状況を見ますと、今後、例えば銀行であるとか消費者金融など本人確認をする必要な機関においては独自にといいますか、I Cの読み取り装置を設置されて本人を確認するという方法が確立されていけば、大きく偽造・変造防止には役立つのではなかろうかと思っております。

○質疑（金口委員） 民間が読み取り装置を設置して読み取ることは法律では何の問題もないのですか。

○答弁（交通部長） 特に問題はございません。ただ、それは本人の了解のもとに本人が操作をするということです。ですからここには暗証番号があるわけですが、本人確認というのは、暗証番号を本人が入れて、自分は確かにこういう人間です、こういう免許証を申請に行った者ですという形で身分確認します。

○質疑（金口委員） パスポートなども違うわけですね。パスポートの場合でしたら暗証番号も何も要らずに向こうが勝手に見ます。これは当然、国の機関がやりますから何も問題がありませんけれども、これは普通の免許証で、自分で打たないと出せないということになるわけでしょうから、一つの本籍データ等はI Cに入れるということが書いてあります。これは、本籍データだけなのですか、将来的にはこの中にいろいろなデータ、例えば交通違反の履歴などもI Cチップに入れるとかいうことはあるのですか。

○答弁（交通部長） 現在のところでは、結局写真や名前とかというものも暗証番号を入れて確認できることになっておりますので、本人のものかどうかということは、暗証番号で確認できます。現在のところ違反歴を入れたりというようなことは承知しておりません。

○質疑（金口委員） 最後にしますが、国際免許がありますが、これには対応はされないのですか。

○答弁（交通部長） 対応するようにはなっておりません。

(5) 表決

県第73号議案外2件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（下原委員） 塚屋太一さんの本の「団塊の世代」という名前をつけられた、いわゆる2007年問題にかかわる昭和22年から24年に生まれた方のことを申し上げるわけですが、この中にもその年代に当てはまる方がおられるだろうと思えますけれども、その団塊の世代の大量退職について本県警察におきましても全国と同じように例外ではないと思えます。それで知識や経験が豊富なベテラン警察官が本県においても大量に退職され、経験の少ない若い警察官が急増することによって警察組織全体にかかわる、いわゆる先ほどいろいろお話がございましたが、能力の低下が見込まれるような状況だろうと思っております。そこで、いわゆる大量退職といいますがものはいつまで続くのか、そしてどの程度の警察官が入れかわるということとなるのか、現在の県警察における年代別の構成と大量退職の状況についてお伺いしたいと思います。

○答弁（警務部長） 警察官の退職状況でございますけれども、今後おおむね平成28年まで毎年200人を超える退職者を予想しております。いわゆる大量退職の時代が続くということでございます。その結果でございますけれども、おおむね本年度からの9年間で約4割の警察官が入れかわるということになろうかと考えております。

本年4月1日現在の年代別の警察官の構成でございますけれども、50歳代が28%、40歳代が19%、30歳代が23%、20歳代が29%、10歳代が1%という状況になっているところでございます。

○質疑（下原委員） 40歳代が少ないのが少し気になりますけれども、この大量退職に対応するためには、いわゆるこれまでのいろいろな経験とか現場で培われた知識あるいはこういったものを効率的に伝承するという取り組みや現場の警察官の執行力を強化させるための取り組みが大変重要だと認識いたしております。したがって、ここで現在県警察としてそのようなことについてどのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

○答弁（警務部長） ベテラン警察官の知識とか経験をより効率的に伝承するという取り組みについてでございますけれども、まず一つは、定年退職するベテラン警察官の知識・技能を若手警察官に継承するための再任用制度を運用しているところでご

ざいます。現在再任用しております警察官は、警察本部の地域課、鑑識課、それから6つの警察署の警務課、交通課で計8人配置をしておりますが、この再任用によりまして長年の経験に基づく知識・技能を伝承していただいているという状況でございます。

それから、現職で卓越した専門的捜査の知識や技能を有する警察官を技能指導官ということで指定いたしまして、各警察の巡回指導、それから専門的にも指導、教養を行わせております。同様の趣旨で職務質問技能指導官とか現場実務インストラクターの制度もあわせて利用して若手の育成に努めております。

それから、現場の警察官の執行力の強化についてでございますが、通り魔殺人事件などの凶悪事件現場、こういったところでの対応の強化、それから犯人を確実に制圧、逮捕するという技能とか、先ほど来言っておりますけれども、悪と対峙してひるまない精神力、これをそれぞれの警察官に体得させるということで柔道、剣道、逮捕術につきまして全警察官がそれぞれ柔道着、剣道着等を着用した上でけいこを実施するというので、実践的な訓練をすべての警察官に実施しているというのでございます。

それから、若手警察官の実務能力向上ということでございますけれども、これは警察学校で行われます教養、通常の職場教養のほかに現場で発生する事象を疑似体験させるということでロールプレイング方式の実践的訓練を積極的に現在実施しているところでございます。人に役に立ったとかやったことがすぐに頭に浮かんだというような効果が出てございます。

それからあと一つの成果といたしまして、こういった訓練をすることによりまして指導するベテラン警察官自身もみずからの若手時代を思い起こして一度奮起する、若手と一緒にやるというような効果も出ているところでございます。今後こういった教養訓練を警察といたしまして、現場警察官を指揮する警察署の当直幹部の質も高めていくということもあわせて強化をしていくようにしております。

○意見・要望（下原委員） 大変すばらしい取り組みもされていると思いますが、お答えの中の再任用制度で、8人ということですが、これは通告してございませんが、多いか少ないかは私どもには判断できませんけれども、最近テレビで鑑識、いわゆる法医学の観点でのものが少ないのではないかというような話題もあるようですが、ぜひともしっかりと頑張っていただきたいと思います。

要望させていただきますが、警察を取り巻く環境や組織の人的基盤が大きく変動する時期と認識いたしておりますけれども、警察官、いわゆる警察の仕事は県民の安全かつ安心できる豊かな社会を築くために極めて重要な仕事でございます。本来ならなくてもいい社会になれば一番いいだろうと思っておりますけれども、従前にも増して若手警察官の早期育成と現場執行力の強化に努めていただきますとともに、常に県民の視点に立った職務の執行が行われることをお願いします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時31分

[商工労働局・労働委員会事務局関係]

(7) 付託議案

県第71号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項」を議題とした。

(8) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（下原委員） 前回の委員会で9月補正予算の提案見込み事項について説明がございましたが、このことについてお伺いしたいと思います。

原油・原材料価格高騰対策として中小企業に対する県費預託融資制度の対象要件の緩和や融資枠を拡充するというものでありましたけれども、8月の倒産状況を見ますと、原油・原材料価格高騰の影響による倒産が増加いたしております。特に建設業の倒産が高水準で推移いたしております、その影響は時間の経過とともに深刻な度合いを増して幅広い業種に広がっているように思われます。既に8月11日から融資対象に原材料高による影響を追加し、取り扱いを開始されているようですが、8月11日以降の融資実績についてどのような状況であるか、お伺いしたいと思います。

○答弁（金融課長） 8月11日から末までの実績ですが、原油高に関するものが12件、1億4,700万円、原材料高に関するものが8件、7,900万円、合計20件で2億2,600万円でございます。対象要件見直し前の月平均と比較すると大きく伸びております。ちなみに4月から7月までの1カ月当たりの平均ですけれども、16件で1億8,500万円ということになっております。また、業種別では、原油高の関連では12件のうち運送業が11件と最も多くなっておりまして、原材料高の関連では製造業5件、建設業3件の利用となっております。

○質疑（下原委員） 運送業というのはよくわかります。

融資の実績についてでございますが、特別資金の取り扱いにおける県信用保証協会の取り組みについてお尋ねしたいと思いますのですが、今回の補正予算では融資枠の拡大に伴い県信用保証協会に対する損失補償として債務負担行為予算を1,800万円増額されております。県も一定の損失を負担することにより県信用保証協会の積極的な保証を促進するものであると考えておりますが、県信用保証協会は特別資金を初めとする県の制度融資についてどのように取り組んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（金融課長） 県信用保証協会の取り組みですけれども、関係機関等と一体になった保証の推進に向けて金融機関、商工会議所などと提携しました保証制度の創設や拡充などを図っております。平成20年度におきまして中小企業の資金ニーズに迅速かつ適切に対応するため、年間保証承諾額の目標を3,600億円に設定して保証の推進に努めているところでございます。

こうした中で県の制度融資の保証につきましても積極的に取り組んでいただいて

おりまして、ほとんどの融資において信用保証つきとなっております。ちなみに20年7月末の信用保証つきの割合は99.3%となっております。今後とも代理弁済に伴います損失の一部を補償して積極的、弾力的な保証ができるよう支援いたしますとともに、個々の企業の実情に応じた柔軟な対応を図るよう要請してまいります。

- 要望（下原委員） 要望させていただきたいのですが、御存じのように国は8月29日に発表いたしました総合経済対策において、急激な資源高に苦しむ中小企業などを対象にした金融対策をまとめ、中小企業への資金供給を円滑にするという意向でございます。経営内容が悪化した中小企業がふえる中、金融機関が厳格な貸出規定を転換するかは今のところ不透明な状況であるわけですが、資源高の影響は今後も持続すると考えられ、企業倒産も増加傾向にあるなど中小企業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増すと思っております。今後、引き続き金融支援による迅速な対応を図るとともに、ここからが大事で、信用保証の弾力的な運用、先ほども答弁していただきましたように、さらに県の制度融資等が有効的に活用されるよう、中小企業金融の円滑化に向けた取り組みを推進していただきたいと思っております。総合経済対策のことがこれからどのようなようになるかは非常に懸念するところではありますが、いずれにいたしましても、経済界がこういう状況にあるというのは間違いのないわけですので、一番地元に着した中小企業に対する支援、またこういうことができる立場である県行政も、これらのことを踏まえてしっかりとやっていただきたいということを要望します。

(9) 表決

県第71号議案（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(10) 請願1件を議題とした。

20-3の3 原油・資材価格高騰で苦しむ県民・中小業者への緊急支援策を求める
請願（中小業者の支援策を講じること、特別金利・長期の融資制度を創設すること及び県下の金融機関に「円滑な資金供給」を図るよう徹底することに関する部分）についての意見交換

- 意見（金口委員） 現在も原油、資材価格の高騰が非常に憂慮すべき事態であることは理解をしたいと思いますけれども、やはり次の問題があるというところで不採択とすべきであるという意見を述べたいと思います。

原油価格、原材料等価格の高騰対策については、今次定例会において提出されている補正予算において、中小企業や農業者、漁業者等に対する融資制度など、県としての原油等高騰対策が既に盛り込まれており、一部については9月補正予算に先駆けて実施されております。

一方、国においては、先般幅広い施策を盛り込んだ安心実現のための緊急総合対策を平成20年8月に策定しており、現在補正予算編成作業に鋭意取り組んでいるところでもあります。

なお、さきの6月定例会で我が広島県として原油価格高騰への総合的な対策を求

める意見書を採択し、国に対し提出いたしております。

このように既に対策が進められている状況で請願を採択する必要性に疑問があり、不採択とすべきと考えます。

(11) 請願の審査結果

20-3の3 原油・資材価格高騰で苦しむ県民・中小業者への緊急支援策を求める請願（中小業者の支援策を講じること、特別金利・長期の融資制度を創設すること及び県下の金融機関に「円滑な資金供給」を図るよう徹底することに関する部分）…
不採択 … 賛成者なし

(12) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（門田委員） 主として資料番号3について気になるのですが、資料番号1の説明の中にも研究開発とか人材育成について出てくるのですが、そういう観点から質問してみたいと思います。

その前に、ひろしましごと館ができておりますが、この前あそこへ行ってみると、大変いいことをされているのですが、一つ気になるのが、例えば国の出先機関のハローワークという問題があるわけです。同じようなことを県は県でやっている。いわゆる二重行政のような実態が現実にはあるのかと思うのですが、そういう国と県の役割あるいは二重行政は無駄ではないかというような部分について、何か少し感想でもいいのですが、どなたかお答えいただきたいと思います。

○答弁（雇用人材確保課長） ひろしましごと館におきましては、ハローワーク広島でありますとか、雇用・能力開発機構、それから県の雇用開発協会と共同で運営をしておりますので、二重行政ということが起こらないように役割分担をいたしまして運営に努めているところでございます。

○質疑（門田委員） 都道府県の中で、法が改正になってハローワークを縮小しているところがあります。そういうようなところではどうするかというと、かわりに県で業務を行っているという地域もあるのです。

つまり、県でできるのではないかという感じもするのですが、そこはどうか。

○答弁（雇用人材確保課長） 広島県におきましては、無料職業紹介ということで、これは平成16年の職業安定法改正に基づきまして平成17年から届け出いたしまして、U・Iターンの職業紹介を希望される方に限りまして、無料職業紹介というものを行っております。ハローワークがなくなった地域において補完するということにつきまして、ハローワークそのものが所管区域を見直しされて、その部分についても大分進めておられますので、県といたしましては国との二重行政を回避するという部分も含めまして、現在のところU・Iターンの無料職業紹介を限定的に行っているところでございます。その他につきましては情報提供に努めているということでございます。

○質疑（門田委員） ひろしましごと館で6月から総合窓口を設置されて、あの役割というのは非常に私は職を求めている人にとっては親切であろうと思います。産官学

の連携というものがあるのですけれども、官の役割というのはいろいろな環境を整備する、環境でサービスをするという役割ではないかという観点から見ますと、総合窓口をつくられて、大変私は有意義だと思いますし、その後、利用者もふえており、聞いており、よかったと思うのです。

それ自体はそういうことで私はよかったと思うのですが、資料番号3に関連して、若手研究者と県内企業の交流会の開催予定が組まれている。これはどういう課題があるかと読み取ると、理工系の新卒者の方々が例えば大学の学部卒やマスター、あるいはドクターは出たけれども、まだその後も就職がないとか、若手研究者の方々の就職先として、特にそれが県内に定着しているという方が非常に少ないと聞いております。東京とか大都市にかなり出て県内へ就職していない。そういうことを考えるときに、交流会をおやりになるというこの企画は、非常にいいことだろうと思うのです。例えば、企業側は先ほどの資料番号1の説明でありましたように、研究者が欲しいという回答が、アンケートを見たら出ているのです。また、研究者は就職もしたいと言われている。でもそれがうまくどうもかみ合っていない。それについてこういう企画はいいのだけれども、もう少し詳しく状況を説明してほしいのです。

○答弁（雇用人材確保課長） 企業は、一般的に委員がおっしゃいましたように新卒生の採用を優先している傾向にございまして、例えば理工系、工学部では博士課程の前期、例えば2年の課程を終了した修士の方を優先的に採用しているのですけれども、博士課程後期、修士が終わった後3年間の課程を修了されまして博士号を取得された方を毎年採用するという企業は実はわずかでございます。というのは、もともともこういった博士号取得者の方は大学における教員とかを志向されているということもございまして、まずはそういった職につくということを優先的に活動されるということがありまして、民間企業への就職というチャンスはなかなか逃しているということと、それから企業側からするとなかなか人材として高度で専門的過ぎるので活用しにくいということで敬遠しているような傾向があるということは伺っております。

ただ、その博士号を取得されている方につきましては、博士論文を作成するに当たって企画とかコンサルティングとかマネジメントとかされるわけですので、そういった意味でも非常に力が備わっている。それから、研究論文を英語で作成し発表いたしますので、そういう点で語学力、それからプレゼンテーション力がある。それからまた、海外進出をする場合などは特に博士号を持っているということになりますと東南アジア等で大変尊敬されまして優遇されますので、そういう点でも進出企業に有利であるということがございますので、このあたりを今回の交流会を通じまして企業によく御理解いただいて、そして就職を進めていきたいと考えております。

○質疑（門田委員） 今特にドクターあるいはドクターを修了された方の話があったの

ですけれども、しかもこれは広島大学でしたが、県内の広島大学以外にも理工系の大学院等を持っている大学もあります。広島大学だけではなくて、当然全体を支援する必要があると思いますが、それらはどうなのでしょう。

○答弁（雇用人材確保課長） 8月の委員会的时候にも御報告させていただいたのですが、理工系大学と県内企業の交流会を3回に分けて開催する予定にしておりまして、今度11月6日に会を催して他の理工系大学・大学院を含めまして交流会を行うようにしております。

○質疑（門田委員） 大学院に行くまでに学部を卒業します。学部を卒業して就職する方が普通ではないか、数的に多いのではないかという気はするのです。そうすると大学院の部分での就職希望者というのは多分少ないのだろう。しかも、多分年齢的には、学部が22歳ぐらいなので、ドクターになると27歳ぐらいですか、そういう年齢的な高さもあります。しかもある意味では研究者としては有能かもしれないけれども、勤めるとすれば少し遅いのではないかということを見ると、本当にそういう方々に就職は厳しいです。もっと早く就職をするのならされたらどうですかとか、研究者として残りたいという気持ちが一方あるにしても、多くの方はなかなかその先の見通しが立たないがゆえに就職できないのですが、そういう人については早く就職をするというアドバイスも要るのではないですか。

○答弁（雇用人材確保課長） 今回行います交流会におきましては、博士課程の在籍者の方も対象に行うようにしておりますので、委員が今おっしゃいましたように、研究者だけではなく企業への就職ということも含めて、幅広く自分自身のキャリアパスを考えていただくための交流会というものにいたしたいと考えております。

○質疑（門田委員） 今度は、企業側から言いますけれども、希望、ニーズあるいはシーズはたくさんあるのでしょうかけれども、それについて広島県内の大学、ドクター、特に広島大学が主でしょうが、そこに合う研究者というのが非常に少ないと考えた方がいいですが、その前に就職者が県内に定着しないとか、もともと就職しないとかということを考えますと、学生側からいうと大都会志向が強過ぎる。それが企業側からいうとその辺に来てほしいという説明が十分にできていないのか、その辺はどうですか。

○答弁（雇用人材確保課長） 広島大学の場合のお話をさせていただきますと、学部生の大学院への進学率は大体7割ぐらいでございまして、ほとんどの方がマスターの段階で就職されるという状況になっておりまして、工学部の就職者、それから大学院のマスターを終えられて就職される方を合わせまして年間388人になるのですが、その方々の42人のみが広島に残られている状況で、基本的には一部上場企業、大企業、県外に、特に東京に本社を持っている企業を志向されているケースが多いと伺っております。しかし、このことにつきましては、結局県内企業を知るチャンスが余らないということに原因が大きくあるのではないかと考えまして、県内の大学と企業の交流会で先生方にまず企業を知っていただくということが必要と考えてこう

いうことを進めているところであります。

それから、博士の方々がこういった能力がおありになるかということにつきましては、今回の交流会の中で博士もしくは博士課程の在籍者の方に研究実績等につきましてPRをしていただきます。それから企業の方につきましては、技術、研究開発の実態について説明いただきまして、そういう中で相互の理解を深めていただいてマッチングを深めていく、そしてまた、企業でもインターンシップも進めまして、なるべく就職につなげてまいりたいと考えております。

○意見（門田委員） いずれにしてもこういう交流会という発想は、しかもドクターの方々について非常に大事なことだと思いますし、それはまさに時宜を得た発想ではないかと思うので、ぜひとも成功させていただきたい。県内にたくさんの方が残ってくれるように願っております。

○質疑（大曾根委員） 広島県の企業誘致を非常に皆さん一生懸命やっておられると私は評価しております。特に企業局と連携して商工労働局が窓口ですから、目の前に立地政策審議官もおられますし、一丸となってよくやっておられると思っております。

7月12日の日本経済新聞を見て驚いたのですが、企業立地満足度は、大分県が1位とあって、1位からずっと14県出ているのですが、広島県がないのです。去年も確かにこれと同じ日本経済新聞だったと思うのですが、山陽新聞だったか、広島など13道府県が企業誘致で高評価とありまして、この1年間にこのような評価が、そのときは、山陽新聞だから身近ですから広島県が出ていけば広島県の名前を出すのはやはり地元意識ということであろうと思うのですけれども、とにかく広島県の企業立地政策に対する評価が高かったのです。

ところが、今回はどこを見ても出ていないのです。今度インターネットで、経済産業省のページを調査しまして、いろいろな項目があって、総合評価で書いてありますが、新聞記事は、項目ごとにいろいろインフラ整備がいいとか、ワンストップサービスがどうだとかという項目が出ていて、どこかに広島県の名前が出てこないか、私も広島びいきですから、一生懸命探した。ことしの分にはどこにも出ていないのです、この辺についてどういう変化があったのか。去年とことし調査があったのですけれども、その前の1年間ぐらいアンケートの調査対象のときに比べて1年間で努力不足があったのかどうか、どういうことだったのだろうかということをまず質問したいと思います。

○答弁（企業立地課長） 御指摘のございましたアンケートですが、企業立地促進法という法律ができたということで、昨年度から経済産業省が調査をしております。この立地企業満足度アンケート調査の結果によりますと、ことしの調査では残念ながら満足度が高い自治体に本県はランクインしておりません。去年は今、委員がおっしゃいましたように、同じ調査で上位にランクインしておりまして、今回なぜ去年から評価が落ちたのかということにつきましては、国の方の調査の対象になった

企業名、それからアンケート結果が非公表ということですので、よくわからないのが実情でございます。

ただ、アンケートの対象企業が今年度変わっておりまして、昨年は企業立地動向調査という調査を毎年、これは当課が調べているのですけれども、新規立地企業ということで、1,000㎡以上の土地を購入して工場を建てる予定のある企業を対象に調査しております。ことしは従業員30人以上の企業で土地、建物の固定資産がふえた企業に対象が変更になっておりますので、ことしの場合には必ずしも新規立地ということではなくて、隣の土地を駐車場用に買ったとか、それから敷地内で倉庫あるいは工場など建物を建てたとか、そういったような企業も対象になっております。このような従業員30人以上の企業に県や地元市のサポートが十分届いていなかったというようなこともあって、このような結果になった可能性もあるのではないかと考えております。

○質疑（大曾根委員） どうも去年とことしの調査の対象範囲が違っているのだということ、あたかもマスコミは同じような形で評価した結果のように報道されているわけです。確かに経済産業省の調査に当たっての留意事項を読みますと、それぞれの企業の主観的な評価をアンケートしたものであって、調査結果は必ずしも異なる自治体間での相対的な評価や優劣をあらわすものではありませんと注意書きがあるのです。しかし、こうやって新聞に載ってしまいますと、何か全国学力調査の結果を公表すべきかどうかという議論と似通ってくるわけですけれども、この全体的な公表は、マスコミ報道では広島県のランキングがどの辺にあるかということとはわからないのです。経済産業省から全国の各県ごとのまとめが一部だけ、上の方だけ出されているわけです。広島県がどの辺にあるかというのはわかっているのですか。そういう報告はもっているのですか。

○答弁（企業立地課長） 経済産業省が公表しておりますのは満足度の評価が高かった都道府県だけで、ほかの県がどのあたりにいたかということについては、公表されておられません。

○質疑（大曾根委員） それでは困るのです。データだけは集めて、それで何か各県の立地政策の参考にしてほしいということが、この調査の意義だろうと思うのです。そういう点では、やはり留意事項にあるように全面公開をすると非常にそれは支障があるかもしれませんが、各県の立地政策の各部門に対しては、今回はこうであったというデータをもらう努力をしないではいけないと思うのです。

かつて、私が随分突っ込んだのですが、失業率の問題ももう各県に仕事をさせて全国の集計をして、全国の天気予報みたいにして1本しか出していない。各県単位というのは、少し統計上いろいろ問題があるのだけれども、何らかの形でフィードバックしたらどうかということで提案しました。そしてそれは広島県としても総務省に対して物申して、それが実現して今データとして使われるようになりました。粗いデータだと言われていますが、当たっている部分が多いのです。沖縄県が一番

失業率が高い、大阪府が高いとか、意外に福岡県が高かったとか、広島県はよかったというようなデータが出ているわけです。

だから、ぜひこれは立地政策審議官、国に対して要望ではなく提案事項として、ぜひやってほしいと思いますが、どうですか。

○答弁（立地政策審議官）　ただいま委員から御声援といたしますか、大変温かい言葉をいただいたところでございます。本県としても各市などにおきまして、企業にお集まりをいただいて、御要望等を県の職員が出向き、お伺いをして、それに対してできることをスピーディーに対応しようということで、いわゆる地域産業活性化推進会議というような形、リノベーション事業と申しておりますけれども、そういうことを全国に先駆けて取り組んできた実績もあるわけでございます。そういうことからすると、今回の結果について先ほど企業立地課長がお答えをいたしましたけれども、委員がおっしゃいますように、その内容、どういうことで、どういう企業を対象に、少なくともどういうエリアで調査したとか、そういう傾向すらわからないという状況であります。我々としてもその結果に対してどういうふうな対応をとっていったらいいかということもわからないわけでございまして、この辺は既に中国経済産業局等を通じまして情報提供等もお願いをしているところでございまして、今後ともその辺はしっかりしていきたいと思っております。

ただ、いずれにいたしましても、企業の満足度を上げていくということは我々の務めだと思っております。企業誘致というのは、外から来ていただくということがありますけれども、これはなかなか難しいところもございまして。そうすると、今出てきていただいている企業をフォローしてさらなる投資、さらなる雇用の拡大を実現していくことも大事だと思っておりますので、今後とも、最初にございましたように定期的に企業訪問等、きょうの資料番号1で説明いたしましたけれども、そういう形で取り組んでおりますし、我々企業立地の担当者も、個別の企業訪問等もしっかり行ってまいりまして、今回の結果を一つの反省点といたしますか、ばねにしまして一層取り組んで、さらに広島県への新規の進出なり設備投資、増設が実現できるように頑張っていきたいと思っております。

(13) 閉会　午後0時19分